

平成26年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 5 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程 6 農地転用事実に関する照会書について  
日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 8 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程10 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程11 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

---

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 報告第5号  
日程 7 議案第1号  
日程 8 議案第2号  
日程 9 議案第3号  
日程10 議案第4号  
日程11 議案第5号  
日程12 議案第6号

---

出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |

4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣寿君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
15番	坂本一雄君	30番	糸賀泰夫君
16番	古澤真和君	31番	山下恭一郎君
		32番	高須一郎君

---

#### 欠席委員

14番 篠崎文夫君

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 9月6日（土） 第17回あずまミルククイーン収穫祭  
於 生涯学習センター及び圃場  
出席者 秋本精一会長代理
- 9月10日（水） 参議院農林水産委員会視察  
於 稲敷市役所東庁舎 会議室  
出席者 加納 昭会長，森川事務局長
- 9月20日（水） 平成26年度農業者年金加入推進本部長研修会  
於 水戸市 茨城県市町村会館

出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理  
小貫和子委員，小更礼子係長

---

午後2時5分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成26年9月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君）本日の出席委員は30名です。欠席委員は、24番，飯田 稔委員，14番，篠崎文夫委員の2人です。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので，本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は，お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の，指名については，議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので，本日の会議録署名人は，4番，村山文雄委員，5番，篠崎惣寿委員の両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号，「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号，「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番，手賀組新田字秋塚，田1筆，3，371平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号2番を一括してご報告いたします。本届出は被相続人の死亡によりそれぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者はいずれも自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。内容の詳細につきましては議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、信太古渡字東区ほか1地区、田2筆、8,999平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

## 日程 5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番から2番について一括して報告いたします。水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部より照会のあったものでございます。本2件について、さる8月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。内容の詳細につきましては議案書に記載のとおりでございます。次に、受理番号3番から10番まで一括して報告いたします。こちらは、稲敷市長より照会のあったものです。本8件について、さる8月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

---

## 日程 6 報告第5号 農地転用事実に関する照会書について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「農地転用事実に関する照会書について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第5号、「農地転用事実に関する照会書について」でございます。

受理番号1番、水戸地方法務局、龍ヶ崎支局より地目変更のための照会があったものです。佐原下手字下手、田1筆、1、488平方メートルでございますが、さる8月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法第5条の許可地であるための旨を回答いたしました。

受理番号2番、水戸地方法務局、龍ヶ崎支局より地目変更のための照会があったものでございます。江戸崎字石橋谷ツ、田2筆、3、075平方メートルでございますが、さる8月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、当該地は農地法の許可を得る必要があるが、許可を得ていないのでその旨を回答いたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので、事務局は、受理番号5番を除いて説明をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転1件、の合計5件でございます。

受理番号1番、手賀組新田字秋塚、田1筆、3,371平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものがございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番、沼田字宮本ほか、田2筆、畑6筆、4,407平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものがございます。

受理番号3番、信太古渡字東区ほか、田2筆、8,999平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものがございます。

受理番号4番、上之島字上ノ島、田1筆、600平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものがございます。以上4件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号 受理番号1番から4番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番については、農林振興公社案件ですので調査報告を省略いたします。受理番号2番について村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君）4番、村山です。受理番号2番について報告いたします。9月20日に清原委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は183日あります。経営面積は618アールであります。受人は稲敷市外の人であります。美浦村の農業委員会から耕作証明書が発行されております。調査の結果受人は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、澤邊委員より報告願います。

○28番（澤邊雅之君）28番，澤邊です。受理番号3番について報告いたします。さる9月24日に宮本委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積320アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番について，坂本一雄委員より報告をお願いいたします。

○15番（坂本一雄君）15番，坂本です。受理番号4番について報告いたします。9月18日，保科委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，耕運機1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は281アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか，質疑ありませんか  
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を採決いたします。

本案は，申請のとおり，許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって，申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第1号，受理番号5番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に，関口邦子委員が該当しますので，2番，関口邦子委員の退出を求めます。

〔関口邦子委員退出〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

受理番号5番，本新，田1筆，5，900平方メートルについてでございますが，農地

中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号 受理番号5番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明を終わります。調査員の調査報告については、農林振興公社の案件ですので、これを省略いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか  
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」受理番号5番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了いたしましたので、2番、関口邦子委員の入室を許可いたします。

〔関口邦子委員入室〕

---

## 日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので事務局は受理番号3番を除いて説明をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。

稲敷市納税課が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について3件でございます。

受理番号1番、月出里字花指、畑1筆、4、201平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

受理番号2番、鳩崎字新田、田2筆、5、228平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。



以上調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号、受理番号2番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君）21番清原です。受理番号1番について報告いたします。さる9月24日に山下委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に落花生、スイカ、白菜等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター3台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機2台、農業用トラック2台を所有しております。農作業従事日数、200日であります。報告書には60日となっておりますが、200日でありますのでご訂正のほどお願いします。経営面積412アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号2番について、澤邊委員より報告をお願いいたします。

○28番（澤邊雅之君）28番澤邊です。受理番号2番について報告いたします。さる9月22日、宮本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数、300日であります。経営面積1,031アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、受理番号3番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、川島 昇委員が該当しますので、8番、川島 昇委員の退出を求めます。

〔川島 昇委員退出〕

○議長（加納 昭君） それでは、事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 受理番号3番、太田字中曽根、田2筆、1、603平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号、受理番号3番の説明をおわります

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号3番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君） 16番古澤です。受理番号3番について報告いたします。9月22日、濱田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、運搬機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数、200日であります。経営面積1、885アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」受理番号3番を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので、8番、川島 昇委員の入室を許可いたします。

〔川島 昇委員入室〕

---

日程 9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対

する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、押砂字上野、畑1筆、49平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号1番について、さる22日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）11ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字野々入、畑3筆、18,762平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、江戸崎字小角、畑1筆、375平方メートルについてでございますが、申請人がすでに駐車場として利用していたものの追認申請するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、駒塚字駒形、畑2筆、1,260平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、中山字後畑、畑1筆、446平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、蒲ヶ山字馬場先ほか、畑2筆、6,285平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

12ページをお開き願います。

受理番号6番、押砂字上野、畑1筆、99平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場に転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号7番、阿波字障子の間ほか、田2筆、459平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号8番、甘田字かうの入、田1筆、467平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場に転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号9番、江戸崎字石橋谷ツ、田2筆、3,075平方メートルについてござい

ますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第4号、受理番号1番から9番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君）31番山下です。受理番号1番について、さる19日、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査した結果は事務局の説明どおり間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。続いて、受理番号2番について、さる19日、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査した結果は事務局の説明どおり間違いはなくすでに駐車場として利用していたものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番篠崎です。受理番号3番について、さる22日、山崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、太陽光発電事業電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○29番（遠藤一行君）29番遠藤です。受理番号4番について、さる22日、濱田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、山崎委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理番号5番について、さる22日に清原委員

と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、資材置場として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号6番について、さる22日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番から8番について、秋本委員より報告をお願いいたします。

○13番（秋本精一君）13番秋本です。受理番号7番、8番について報告します。さる22日、飯田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、自己住宅用地と資材置場として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号9番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○19番（宮本善助君）19番宮本です。受理番号9番について報告いたします。さる22日、山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま、飯田 稔委員が出席されました。ご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願い

します。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」は申請人死亡により、議案取り下げでございます。

---

#### 日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。14ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、6件、16筆、65,326平方メートル、再設定が4件、19筆、41,516平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、説明いたします。

受理番号1番、須賀津字須賀津、田3筆、14,996平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,003アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号2番、本新、田1筆、14,707平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,771アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号3番、阿波崎字須口ほか1地区、田6筆、7,827平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積798アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数100日の認定農業者です。

受理番号4番、本新、田3筆、15,091平方メートル、新規設定で、利用目的がレ

ンコン，期間が5年，小作料は10アール当たり，40,000円，設定を受ける者は，経営面積2,008アールの水稲とレンコンを作付けする農家で，農作業従事日数250日の農業者です。

受理番号5番，鳩崎字余郷入，田1筆，5,982平方メートル，

受理番号6番，鳩崎字余郷入，田1筆，5,978平方メートル，いずれの2件は，新規設定で，利用目的が水稲，期間が6年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける者は，経営面積641アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数250日の農業者です。

受理番号7番から10番の再設定については，議案のとおりです。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく，ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもって，平成26年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後3時7分閉会



